

## 【アメリカ】 サイバーセキュリティ情報の共有を促す大統領令

関西館次長 岩澤 聡

(海外立法情報課在籍時に執筆)

\* 2015年2月13日、オバマ大統領は、サイバー脅威の迅速な特定と効果的な防衛を目的として、民間部門内の連携強化や官民の情報共有の拡大を促す大統領令に署名した。

### 1 背景及び経緯

ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメントや米中央軍へのハッキングなど、官民に対して多発する最近のサイバー攻撃は、議会及び大統領府のサイバーセキュリティ強化への取組を強く後押ししている。オバマ大統領の2015年1月20日の一般教書演説においても、サイバー攻撃への対処が政策課題の柱の1つに据えられた（注1）。

第113議会の終了間際の2014年末には、サイバーセキュリティを監視する連邦政府機関の機構や任務遂行手順に焦点を当てた4件の法案が可決され、いずれも12月18日に成立した。そのうち、「2014年国家サイバーセキュリティ保護法」（P.L.113-282）は、国土安全保障省（DHS）に属するサイバーセキュリティ情報運用センターである「国家サイバーセキュリティ・通信統合センター」（NCCIC）を体系的に規定するものである。これにより、同センターが、サイバー脅威に関する情報及び分析を民間部門と共有し、企業や政府機関に対して事件への対処手段や技術的支援を提供し、安全対策を勧告するなどの現行の活動が法的に根拠づけられた。また、「2014年連邦情報セキュリティ近代化法」（P.L.113-283）は、「2002年連邦情報セキュリティ管理法」を改正し、連邦政府機関の情報セキュリティに関する政策や業務の遂行を管理する権限をDHSに集約するものであった。（注2）

オバマ大統領は、「アメリカをサイバー攻撃の脅威から守る唯一の手段は、政府と産業界が連携し、真のパートナーとして適切に情報を共有することである」と強調しており、2月13日の大統領令「民間部門におけるサイバーセキュリティ情報共有の促進」（注3）は、まさにそのような情報共有を助長・促進するためのものと位置づけられる。

### 2 大統領令「民間部門におけるサイバーセキュリティ情報共有の促進」の概要

同大統領令の概要は、以下のとおりである（注4）。

#### (1) 民間部門における連携の促進

同大統領令は、民間部門内の、また民間部門と政府との間のサイバーセキュリティに関する情報共有と連携の拠点となる「情報共有分析機関」（ISAO）の設立を強く奨励する。ISAOは、特定の部門や地域、又は特定の脅威や脆弱性の共有といった共通性に基づき組織される非営利団体、会員制組織あるいは企業等で、その顧客や会員間における情報共有を支援するものである。

同大統領令に基づき、DHSは、公開競争入札により非政府機関と契約を結び、同機関にISAOの設立や運営のための一連の共通自主基準を策定させなければならない。

## (2) より効果的な官民の情報共有の促進

同大統領令に基づき、上記の NCCIC は、ISAO との間でサイバー脅威に関する情報共有やセキュリティシステムの強化等に関する継続的で包括的な調整に携わる。これにより、官民両部門間の堅固かつ自主的な情報共有の維持・拡充が保証されることとなる。

サイバー脅威に関する機密情報についても、ISAO 及びそのメンバーが、必要に応じてそれらの情報への適切なアクセスを確保できるよう、DHS 長官は、そのアクセス権限にかかる適格性を判定することとしている。

## (3) プライバシー及び市民的自由の保護

ISAO が順守すべき上記の共通自主基準には、データ最小化原則等、ISAO の運営やメンバーシップに関するプライバシー保護策が含まれる。また、同大統領令の下で ISAO と協調する各政府機関は、それらの活動に当たり担当幹部職員と調整を行い、プライバシー及び市民的自由の適切な保護策が「公正情報行動原則」(FIPPs) に基づき導入されることを保証しなければならない。

## 3 情報共有の実効性の確保に向けた法制化の動き

これまで官民のサイバー情報共有にとって最も大きな障害となってきた要因は、市民団体が懸念するプライバシー保護の問題であり、また、企業側にとっての賠償責任の問題であるとされる。この問題に関しても、オバマ政権は、2015 年 1 月 13 日に、政府機関とデータの共有を行う企業に免責を与える新たな立法措置の提案を行っている。この提案は、ISAO や NCCIC 等に対してサイバー脅威情報を開示する民間事業者に対して、不必要な個人情報情報の消去等、一定のプライバシー保護規制の順守を義務づけた上で、そのような合法的に取得したサイバー脅威情報の開示や受理に対してはいかなる訴訟も成立しないことを規定するものである。その後、2 月 11 日には、上院において、同様の趣旨の規定を含む「2015 年サイバー脅威共有法案」(S.456) が提出されており、今後の動向が注目される。

注 (インターネット情報は 2015 年 3 月 16 日現在である。)

- (1) サイバーセキュリティ対策に関する既報として、ローラーミカ「【アメリカ】サイバーセキュリティに関する大統領令」『外国の立法』no.255-2, 2013.5, pp.2-3. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8205972\\_po\\_02550201.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8205972_po_02550201.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)
- (2) 残る 2 つは、「2014 年国境監視員給与改革法」(P.L.113-277) 及び「サイバーセキュリティ要員評価法」(P.L.113-246) であり、DHS のサイバーセキュリティ要員の体制強化や人員補充対策等について規定している。
- (3) “Executive Order 13691 of Feb.13, 2015, Promoting Private Sector Cybersecurity Information Sharing.” Federal Register, vol.80 no.34, Feb. 20, 2015, pp. 9349-9353. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2015-02-20/pdf/2015-03714.pdf>>
- (4) White House, Office of the Press Secretary, “FACT SHEET: Executive Order Promoting Private Sector Cybersecurity Information Sharing”, Feb.12, 2015. <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/02/12/fact-sheet-executive-order-promoting-private-sector-cybersecurity-inform>> 等に基づく。